

第3回

択一式問題

〔問 1〕労働時間等に関する次のアからオまでの記述のうち、正しいものの組合せは、後記AからEまでのうちどれか。

ア 労働基準法第38条第1項の規定により労働時間は、事業場を異にする場合においても、労働時間に関する規定の適用については通算するものとされるが、事業場を異にする場合とは、同一の事業主に属する異なった事業場において労働する場合に限られ、事業主を異にする事業場において労働する場合は含まれない。

イ 労働基準法第32条の2に定めるいわゆる1か月単位の変形労働時間制を採用し、就業規則その他これに準ずるものにおいて、それぞれが同一の月内の労働日であるXの日の労働時間を5時間、Yの日の労働時間を6時間、Zの日の労働時間を10時間と定め、当該月の総労働時間が法定労働時間の総枠を超えていなければ、Xの日の延長時間が3時間以内であるときや、Yの日の延長時間が2時間以内であるときは、労働基準法第36条の規定に基づく時間外労働・休日労働に係る労使協定（以下「36協定」という。）は必要ないが、Zの日に当該日の所定労働時間を超えて労働時間を延長するときは、36協定の締結及び届出並びに割増賃金の支払が必要となる。

ウ 労働基準法第38条の3に定めるいわゆる専門業務型裁量労働制の対象業務は、業務の性質上その遂行の方法を大幅に当該業務に従事する労働者の裁量にゆだねる必要があるため、当該業務の遂行の手段及び時間配分の決定等に関し使用者が具体的な指示をすることが困難なものとして厚生労働省令で定める業務のうち、労働者に就かせることとする業務とし、当該業務を労使間で任意に定めることはできない。